

評議員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人眉山福祉会の理事、監事及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて評議員等という。
- (2) 報酬は、法人と委任関係にある評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員等が、理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び旅費運賃等を支払うことができる。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び旅費運賃等を支払うことができる。また、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費運賃等を支給することができる。

2. 旅費運賃等は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第7条 事業所の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1

名称	報酬	旅費運賃等
理事会	0円	2,000円
評議員会	0円	
評議員選任・解任委員会	0円	
監事監査	0円	

別表2

名称	報酬	その他
理事長	0円	実費弁償費
理事	0円	
監事		

別表3

旅費運賃等	宿泊費	日当	その他
実費	一泊10,900円	2,200円	実費額